



生活・環境

湯浅町ゴミ案内 「ゴミの分け方、出し方」

もえるゴミ・プラスチックは「町指定ゴミ袋」で

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

もえるゴミ

湯浅町もえるゴミ指定袋で出してください。

よく水を切ってネ

食用油は凝固剤で固めるか、紙・布にしみこませましょう

紙おむつは必ず汚物を取り除いて

タバコの吸い殻は完全に火をけすこと

紙くず

木類及び剪定樹木は他のもえるゴミと別にして、もえるゴミ指定袋に入れてください。布団はもえるゴミ指定袋に入れて、その他のゴミは混ぜずに出してください。

プラスチック

湯浅町プラスチック指定袋で出してください。

食品トレー

プラ製バケツ、スポンジなど

飲料・調味料などのプラ製キャップ

お菓子の袋 鮎の包装など

ペットボトル以外のプラ製容器(中身は残さず使い切りましょう)

(例)CD、プラ製洗面器、発泡スチロール、コンビニ等の弁当箱、卵パック、豆腐・納豆の容器、スーパー等のレジ袋、野菜等のネット、プラスチック製文具、日用品の外袋など

弁当箱、容器類の中身は必ず使い切り、水洗いしましょう。金属部品は外しましょう。外れない場合は燃えないゴミへ

資源ゴミ

あきカン

ジュース缶、ビール缶、かんづめ缶、スプレー缶等、その他一斗缶までの大きさの缶

青色のコンテナに入れてください。

中を軽く水洗いしてください。スプレー缶は爆発事故発生原因となりますので必ず中身を出し切ってキャップを外してください。

曜日	品目	出し方
月	ダンボール	まとめてしばって出してください。
火	本・牛乳パック・雑誌・シュレツターゴミ・チラシ	透明の袋に入れるかひも等でしばって出してください
水	古箱	透明の袋に入れて出してください
木	ペットボトル	透明の袋に入れて出してください
金	新聞	透明の袋に入れるかひも等でしばって出してください

あきビン

酒びん、ビールびん、洋酒びん、ジュースびん、ドリンクビン、化粧びん、しょう油びん、調味料びん、陶器類及び蛍光灯

黄色のコンテナに入れてください。

キャップを外して軽く水洗いしてください。農薬ビンなど危険物の入ったビンは絶対に出さないでください。ビン以外のガラス製品は入れないでください。酒びん、ビールびんなどは販売店に引き取ってもらってください

広告

環境を守ること=未来を育てること

鐵くず・非鐵原料・産業廃棄物・古紙など 一度ご相談ください

FURUKATSU
ALL AROUND RECYCLER

株式会社 古勝

湯浅工場 和歌山県有田郡湯浅町湯浅 1671-1
TEL 63-1131 FAX 62-2112

吉備工場 和歌山県有田郡有田川町天満 38
TEL 52-2002 FAX 52-7190

「環境を守る事=未来を育てる事」と私達は考えます。

製鐵原料・非鐵原料・製紙原料
産業廃棄物収集運搬・中間処理業
一般廃棄物収集運搬・処理業



もえないゴミ

金物

おもちゃ

ライターは必ず使いきりましょう

ボールペン

ホースは30cm程度に切断してください

靴・ベルトなどの革製品

ビデオテープ類

小型家電 小型電気製品

ドライヤー、ビデオデッキ、電子レンジ
掃除機、扇風機等

町で収集できないごみ(処理困難ごみ)

家電リサイクル法対象品目	家電リサイクル法対象商品 エアコン(室外機を含む)・テレビ(液晶・プラズマ式を含む)・冷蔵庫・洗濯機・家庭用衣類乾燥機	家電リサイクル法に基づき、購入された店または買い替えをされる店に引き取ってもらってください。(リサイクル料金+収集運搬料金が必要です。)	PCリサイクルマークのついているパソコンはメーカーへ連絡し引き取ってもらってください。
粗大ごみ、建設廃材、適正処理困難物、危険物、レンジガ、砂		年1回粗大ごみを有料で処分できる場を設けます。広報等でお知らせします。その際お出しください。また、購入店に引き取ってもらうか、専門業者で処理してもらっても結構です。	
ペットの糞、尿を含んだ砂など		自家処理するなど自己の責任において適正に処分してください。	
机、タンス、イス、カーペット、じゅうたん		金属、ガラス、泥、石等の異物は必ず除去してください。一枚の板にしてくださいと処分することはできません。役場住民生活課へ電話で連絡ください。	消火器は購入店で引き取ってもらいましょう。
事業活動に伴って生じたごみ	産業廃棄物(事業活動に伴って生じた燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定められた20種類の廃棄物) 事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物以外のもの)	産業廃棄物処理業者へ委託するなど自己の責任において適正に処分してください。	もえるごみは、町の分別方法を遵守の上、リユースなどへ直接搬入してください。

乾電池は収納ボックスへ入れてください。収納ボックスのない所は袋(透明または半透明)へ入れてください。

※大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

港、なぎ、新屋敷、浜町、浜通り、中町、かじや町、中川原、島之内、田、北町、道町、駅前通り、栖原、蔵町から大宮通神田農産物店まで	もえるゴミ・プラスチック・・・毎週 月・木 曜日
大宮通、北海道、西南道、東南海道、野下、出水、本町、南栄、中之島、国道筋、北栄、宮西、横浜、青木、別所、東大宮、山田、吉川、横田、方津戸	もえるゴミ・プラスチック・・・毎週 火・金 曜日
あきカン・金物	毎月 第1・3・5 水曜日 (全地区収集)
あきビン・ガラス・蛍光灯・陶器類など	毎月 第2・4 水曜日 (全地区収集)

犬と猫

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

- ◆犬の登録と予防注射
生後91日以上の子犬は、生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を必ず受けてください。
- ◆手数料
登録手数料 3,000円
狂犬病予防注射済票交付手数料 550円
予防注射の接種費用は、かかりつけの動物病院等でお聞さください。また、次のようなときは、住民生活課へ連絡してください。
・犬の所有者が変わったとき
・引っ越しなどで住所が変わったとき
- ◆犬、猫などの死亡
飼い犬、飼い猫が死亡したときは、先に住民生活課へ連絡してください。
- ◆動物の火葬(手数料と印鑑が必要)
動物1頭につき16,000円(犬、猫など)
受付時に火葬日時を調整します。
火葬は湯浅斎場にて行いますので、火葬するときは、亡くなられた動物を毛布に包むか段ボールに入れてあげて、湯浅斎場までお越しください。
湯浅斎場 湯浅町湯浅2355番地20

子育て支援のための町指定袋交付制度

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

湯浅町に住所を有する方が出産された場合に子育てに係る費用を少しでも軽減することを目的に町指定のごみ袋を交付する制度です。
ごみ袋は、家庭用もえるゴミ指定袋の中サイズを子ども一人につき、100枚(10枚入り袋10袋)を交付します。
また、1歳未満の子どもがおられる方が他の市町村から転入された場合も同様に交付します。
交付の手続きは、出生届や転入の手続きの際に住民生活課で行います。

共同浴場「宝栄湯」

町民の健康増進と憩いの場の「おふるやさん」です。
◆所在地 湯浅町湯浅2716番地4
◆営業時間 16時～22時
◆定休日 毎月1日(1月を除く)
毎月15日(8月を除く)
◆特別休業日 1月3日、4日、5日
8月16日、17日

◆入浴料

町内在住65歳以上	100円
中学生以上	200円
中学生未満	100円

※半額補助制度あり

し尿

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

- ◆し尿の処理について
し尿のくみ取りを希望される方は、直接下記許可業者に申し込んでください。
(有)竹井衛生 (TEL62-2661)

資源ごみ集団回収奨励金交付制度

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

ごみの減量及び資源の有効利用を促進し、併せてごみ及び資源に関する町民意識の高揚を図るため、地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、奨励金を交付します。
奨励金の交付を受けることができる団体は、町内の自治会、老人クラブ、婦人会、子供クラブ、PTA等営利を目的としない団体です。
奨励金は、資源ごみ(アルミ缶、紙類)を回収業者に引き渡した場合において、その資源ごみの重量に1キログラム当たり6円を乗じて得た額を交付します。

水質及び大気検査

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

2ヶ月に1回、水質(海2箇所、河川2箇所)と大気(1箇所)の検査を行っております。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

クリーンエネルギーの普及・促進のため、自らが居住する住宅もしくは居住する予定の住宅に「太陽光発電システム」を設置する方に対して、補助金を支給します。
◆補助金額
太陽電池モジュールの公称最大出力1kw当たり35,000円(上限3キロワット 105,000円)
◆補助対象となる要件は、次のとおりです。
・湯浅町に住所を有し、その住所に居住している方。もしくは、設置後に居住を予定している方。
・補助金年度内に設置が完了し、電力会社と電気受給契約をする方。
・過去にこの補助金制度を受けたことがない方。

生ごみ処理機購入費補助金制度

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

家庭等から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、生活環境の保全に資するため、家庭等における生ごみ処理機の購入に対し、補助金を交付します。
補助を希望される方は、住民生活課までお問い合わせください。
◆補助対象
・町内にお住まいの方
・町が指定した販売業者から生ごみ処理機を購入することができる方
・生ごみ処理機を家庭に設置できる方
・生ごみ処理機による処理後の堆肥の活用が図れる方
・生ごみ処理機の維持管理を自ら行える方
◆補助の金額等
・生ごみ処理機(屋内用・屋外用)
1世帯につき1基までを補助。
購入費(消費税込)の2分の1とし、補助限度額は20,000円です。
※補助金の額は、予算の定める範囲内で上記に定める額とします。

生ごみ処理容器購入費補助金制度

問 住民生活課 環境係 ☎64-1102(内線126)

家庭等から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、生活環境の保全に資するため、家庭等における生ごみ処理容器の購入に対し、補助金を交付します。
補助を希望される方は、住民生活課までお問い合わせください。
◆補助対象
・町内にお住まいの方
・町が指定した販売業者から生ごみ処理容器を購入することができる方

- ・生ごみ処理容器を家庭に設置できる方
- ・生ごみ処理容器による処理後の堆肥の活用が図れる方
- ・生ごみ処理容器の維持管理を自ら行える方
- ◆補助の金額等
・生ごみ処理容器
1世帯につき1基までを補助します。
生ごみ処理容器(屋外用) 補助金3,000円
生ごみ処理容器(屋内用) 補助金1,500円
※補助金の額は、予算の定める範囲内で上記に定める額とします。

浄化槽

問 湯浅町水道事務所 ☎62-4171

浄化槽について

- ・浄化槽の適切な管理のため、定期的な保守点検(維持管理)、法定検査及び清掃を行ってください。保守点検の頻度は浄化槽の大きさによって、異なります。法定検査と清掃はそれぞれ1年に1回です。
- ・浄化槽の保守点検(維持管理)は、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託してください。委託業者について、詳しくは下記にお問い合わせください。
一般社団法人 和歌山県浄化槽協会 (TEL073-431-6291)
- ・法定検査は、下記指定検査機関に委託してください。
公益社団法人 和歌山県水質保全センター (TEL073-432-6433)
- ・浄化槽の清掃は、下記許可業者に委託してください。
(有)竹井衛生 (TEL62-2661)

浄化槽設置整備事業補助金

問 湯浅町水道事務所 ☎62-4171

合併浄化槽の設置には補助金の制度があります。合併浄化槽に改修される場合にも、新築と同様に補助を受けることができます。
◆補助対象の予定額等

浄化槽の大きさ・工事種類	補助金の額	備考
5人槽設置	332,000円	居住用面積が150㎡以下
7人槽設置	414,000円	// 150㎡を越える
8人槽以上設置	548,000円	2世帯住宅等
配管工事	400,000円	単独浄化槽・汲みとり槽からの転換
撤去工事	90,000円	単独浄化槽・汲みとり槽の撤去

※浄化槽の大きさについては、算定基準がありますので、浄化槽設置業者の方とご相談ください。
※補助金の額は、令和4年度の場合です。
◆補助対象となる要件
・湯浅町内に浄化槽を設置される方(田地区の農業集落排水対象地域を除く)
・湯浅町に住所を有する方、設置後に湯浅町内に住所を有する方
・年度内に設置工事を完了し、必要書類を提出できる方
・浄化槽管理講習会を受講された方

広告

快適な生活環境づくりで地域に貢献する

協同組合
中紀環境科学

湯浅1745-2 ☎ 63-4543(代)
FAX 62-4704

浄化槽 清掃
し尿 汲取
仮設トイレ 汲取

湯浅・広川町公認
(有)竹井衛生

〒643-0004
有田郡湯浅町湯浅1836-1
TEL (0737)62-2661
FAX (0737)62-4106



下水道

問 湯浅町水道事務所 ☎62-4171

農業集落排水(田地区)

▶排水設備工事をするには

排水設備工事は、有田郡市内の指定工事店でなければできません。排水設備工事を行うには、排水設備等の計画確認申請書を町に提出します(手続きは指定工事店が代行します)。町では、マスや排水管の大きさや勾配などの工事内容が適切であるかどうかを確認し、工事完了後に検査を行います。

なお、排水設備にかかる費用や日数は工事内容で異なりますので、依頼する指定工事店に確認してください。

▶農業集落排水使用料

基本料金(月額)	1,600円(消費税別)
人員割料金(月額)※	1人当たり600円(消費税別)

※上表の金額に別途消費税が必要となります。
※建築用途により、人員の算定基準が異なりますので、詳しくは水道事務所までお問い合わせください。

水道

問 湯浅町水道事務所
〒643-0003 有田郡湯浅町別所331
☎62-4171 FM63-5965

水道の使用開始・中止のお届け

▶水道をお使いになるとき

事前に水道事務所に届出をお願いします。
また、開栓時には立会と開栓手数料1,000円(後日請求)が必要となります。

▶水道の使用をやめるとき

事前に水道事務所に届出をお願いします。
閉栓作業時に水道メーターの検針をしますので、精算が必要です。
❖受付時間 平日 8時30分~17時15分
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始・夜間の受付はしていませんのでご了承ください。

広告

六川設備株式会社

和歌山県建設業登録工事店
湯浅町水道公認指定工事店

- ▶ 水道設備工事
- ▶ 衛生器具設備工事
- ▶ 浄化槽設備工事
- ▶ 浄化槽保守点検業

湯浅町青木534-5

TEL(0737)64-1616
FAX(0737)64-1818

新しく水道を引くとき(新規加入)

▶新規加入のお申込み

加入金・手数料等の納付が必要となります。また、工事施工に関する書類の提出も必要となりますので、湯浅町指定給水装置工事事業者を通じて水道事務所までお申込みください。

▶加入金及び設計審査料・工事検査料・材料検査料

水道加入金は給水管の口径に応じて金額が定められています。詳しくはお問い合わせください。なお設計審査料・工事検査料の金額は次のとおりです。

▶設計審査料 300円

▶工事検査料 300円

▶材料検査料(材料によって異なる)

水道料金のお支払い

▶料金のお支払いは毎月

毎月、検針した使用水量に基づき水道料金をお支払いください。

▶料金のお支払い方法

❖口座振替

預貯金口座から料金を引き落とす便利な制度です。振替する日は、検針のあった翌月の10日です。(金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります)湯浅町水道事務所は、水道料金の口座振替制度を推進していますので、できるかぎりご協力ください。

なお、お申込みは、各金融機関の窓口へ備え付けの口座振替依頼書に必要事項(検針票及び納付書に記載のユーザー番号が必要)を記入のうえ、通帳・届出印を持参して各金融機関に提出してください。

口座振替 取扱金融機関	
きのくに信用金庫	紀陽銀行
ありだ農業協同組合	近畿労働金庫
ゆうちょ銀行	なごさ信用漁業協同組合連合会

❖納付書

指定の金融機関、コンビニ、スマホ決済、水道事務所でお支払いください。

❖集金

当町委託集金人が直接お伺いし、集金いたします。



水道使用者または、所有者の変更

▶使用者の変更

世帯主の変更や会社名の変更等により、使用者を変更する場合は【水道使用者名義変更届書】を水道事務所へ提出してください。

(様式は湯浅町ホームページからダウンロードが可能です)

▶所有者の変更

所有者の死亡や売買等の所有権移転により、水道の所有者を変更される場合は【給水装置所有者変更届】を水道事務所へ提出してください。

(様式は湯浅町ホームページからダウンロードが可能です)

※死亡による変更には死亡・相続が確認できる書類を、売買等による変更には、売買契約書の写し又は登記簿(土地全部事項証明書)の写しをそれぞれ添付していただきます。また、旧所有者の押印が不可能な場合は【所有権移転に関する誓約書】の添付が必要です。

メーターボックスの管理についてお願い

- 各家庭に取り付けているメーターは、毎月検針しています。検針がスムーズに行えるよう、ご協力をお願いします。
- メーターボックスの上に物や車を置かないようにしてください。
 - メーターボックスの中には水や泥が入らないようにしてください。
 - 犬などのペットは出入口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください。
 - 家の増改築などの際には、メーターボックスが検針しやすい位置になるようにお願いします。

水道の工事と管理

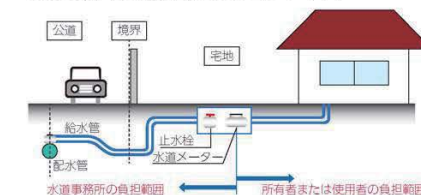
▶水道本管布設替工事

水道事務所では、老朽化した水道管を新しくする更新工事を進めています。

今後とも皆様へ安心安全な水道水を安定的に供給するために、老朽化した水道管の更新工事を行ってまいります。工事中はご不便ご迷惑をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いたします。

▶水道設備の負担範囲

水道設備の負担範囲は次のとおりです。



▶メーターより道路側での漏水

道路側で漏水している場合は、お手数ですが水道事務所までご連絡ください。特に冬期については、漏れた水が凍結する恐れがあり危険ですので、気がつかれたときは速やかに水道事務所までご連絡ください。

工事に伴って断水になるときや、にごり水が出る場合があります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力よろしくお願いたします。

メーターより家屋側での漏水

家屋側での漏水については、水道事務所では修理できません。漏水をそのままにしておくと水道料金が高額になることもあり、大切な水も無駄になってしまいます。速やかに湯浅町指定給水装置工事業者に依頼して修理してください。

❖漏水チェックの方法

- ①室内のすべての蛇口を閉めます。(給湯器やトイレから水が出ていないことを確認し、ソーラー用のバルブも閉めてください。)
 - ②敷地内にあるメーターボックスを見つけます。
 - ③フタを開けてメーターを確認してください。
- ⇒パイロットが回転していれば、漏水の疑いがあります。



こんなときは

▶にごり水が出たとき

次のようなことが原因で水にごり水が入ることがあります。

- ・水道工事中や終了後
- ・火災などにより消火栓を使用したあと
- ・その他の突発事故

水道工事の場合は、断水工事等の後は洗管(水道管内の汚れた水をとる)作業をします。このときはしばらく蛇口から水を出していただくにごり水となります。しばらくしても澄んだ水にならない場合は、水道事務所までご連絡ください。

▶白い水が出たとき

水道管の中に入った空気が無数の小さな泡になって、水に混じっているためです。しばらくすると、泡が消えて澄んだ水になります。しばらくしても澄んだ水にならない場合は、水道事務所までご連絡ください。

住宅

問 産業建設課 管理係 ☎64-1124(内線251)

湯浅町定住促進奨励金制度

定住促進と地域の活性化を図るため、湯浅町内に住宅を取得しようとする若年層の方を対象に住宅取得の支援をします。新築や中古住宅の購入を予定されている方は産業建設課までお申込みください。

❖奨励金 新築 100万円・中古 40万円(ただし、予算の範囲内)

※奨励金を受けられる場合は、事前に産業建設課までお問い合わせください。

奨励対象となる要件
申請者要件
①申請日において湯浅町に定住の意思を持って居住していること。
②申請者が40歳以下であること。ただし、婚姻している夫婦の場合、いずれかが40歳以下であること。
③取得した住宅の所有者が申請者本人であること。ただし婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれか又は、共有であること。
住宅要件
①指定期限内に住宅を湯浅町内に新築又は購入(中古住宅)により取得したものであること。
②玄関、居室、便所及び台所を備えており、延べ床面積50平方メートル以上のもの。
③併用住宅の場合は、店舗・事務所等の部分を除いた住宅部分で①、②の条件を備えるもの。

木造住宅の耐震診断・改修補助制度

耐震診断士による木造住宅の耐震診断(無料)をおこないません。また、耐震診断を受けた住宅(総合評点1.0未満)で、耐震改修工事をされる方に対し、一定の範囲内で改修工事費の一部を補助します。

❖対象建築物

- ①湯浅町内に存する民間の住宅
- ②平成12年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅
- ③構造が次の工法以外の木造であるもの
ア) 枠組み壁工法(ツーバイフォー)
イ) 丸太組工法(ログハウス)
ウ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)旧第38条の規定に基づく認定工法
- ④地上階数が2以下で、かつ延べ面積が400㎡以下のもの

町営住宅の募集

住宅に困窮する低額所得者を対象に整備された町営住宅があります。入居者を募集する場合は、町の回覧等で周知を行います。

入居者の皆様へ

入居中に、氏名の変更・同居者の変更・名義の変更・住宅の保証人の変更等の住宅に関する事で変更があった場合は、申請が必要です。事前にご相談ください。

老朽危険空家除却補助事業

倒壊などのおそれがある老朽危険空家の除却費用の一部を補助します。

❖老朽危険空家とは？

- ①おおむね年間を通して居住の実態がなく、今後も居住の見込みがないもので、建物面積の2分の1が居住用に使用されていたもの。
- ②和歌山県空家等対策推進協議会が作成した特定空家の判断基準に基づく判定が100点以上のもの。

❖補助対象経費

補助対象工事に要する経費で、家財道具、門、塀、機械及び車両等の処分に係るものと、地下埋設物(浄化槽等)の除却に係る分を除いた分。

❖補助金の交付額

補助対象経費の10分の8(上限80万円)

除却前に申請が必要です。事前にご相談ください。

空き家改修補助金

問 ふるさと振興課 商工観光係 ☎64-1112

県外からの移住に際し、居住するための空き家改修工事を行った場合、改修費の一部を補助します。

❖補助金の交付額

3分の1補助(上限40万円)

補助金の活用には申請が必要です。事前にご相談ください。

道路

問 産業建設課 管理係 ☎64-1124(内線251)

道路の占用

町道と認定している道路において、日覆を設置したり、排水管理設やケーブル線設置等道路の上空や地下に施設を設ける際には、「道路占用許可申請書」の提出が必要です。申請の際は、図面等が必要ですので、事前にご相談ください。

道路掘削・工事施工承認

町道において、給水管や排水管の埋設等のために道路を掘削する場合には、「道路掘削許可申請書」の提出が必要です。

また、町道から車両乗り入れのためにガードレールを撤去する等、自費で工事を行う場合には「道路工事施工承認申請書」の提出が必要です。

いずれの申請にも図面等が必要ですので、事前にご相談ください。

里道・水路の使用許可

里道(町道として認定されていない道路)の敷地を利用して工作物を設置したり、水路に橋を架ける等の水路敷の利用には、「法定外公共物使用許可申請書」の提出が必要です。申請の際は、図面等が必要ですので、事前にご相談ください。

道水路の改良・改修、舗装、側溝の整備等

道路が狭いので広くしてほしい、舗装が傷んでいるので舗装し直してほしい、側溝がないので設置してほしいなどの要望がありましたら、近隣の方とご相談の上、お住まいの行政区の区長さんを通じて要望してください。

広告

土木・建築
設計施工・解体工事

KHK

北村土建 株式会社

湯浅町吉川 57-1

☎ (0737) 64-0655

fax (0737) 64-0739

